

指定地域密着型通所介護
指定介護予防型デイサービス事業

重要事項説明書

株式会社吉正
リハビリデイサービス満月
京都市山科区御陵別所 133 番地 2 1 階 101
(指定事業所番号：2694100245)

1. 事業者について

- (1) 法人所在地 滋賀県大津市石山寺二丁目 25 番 28 号
- (2) 法人名 株式会社吉正
- (3) 代表者氏名 代表取締役 岩本 正己

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定地域密着型通所介護、指定通所介護予防型サービス事業所
- (2) 事業所番号 2694100245
- (3) 事業所の目的 株式会社吉正が設置するリハビリデイサービス満月は、要介護状態の利用者に対し、適切な地域密着型通所介護、指定通所介護予防型サービスを提供することを目的とします。
- (4) 事業所の名称 リハビリデイサービス満月
- (5) 事業所の所在地 〒 607-8417
京都市山科区御陵別所町 133 番地 2 1 階 101
- (6) 電話番号 075-600-8660
FAX番号 075-600-8661
- (7) 管理者氏名 堀田 悦子
- (8) 運営方針
 - 1 事業所は、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に要介護者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
 - 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」及び「京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- (9) 開設年月日 平成30年6月1日
- (10) 通常の事業の実地地域 京都市山科区のうち新十条通以北、京都市東山区の区域とする。

(11) 営業日、営業時間、サービス提供時間及び利用定員、休業日

営業日	月曜日～金曜日（祝日は営業）
営業時間	8：15～17：15
サービス提供時間	1単位目 9：00～12：15 2単位目 13：30～16：45
利用定員	18人（1単位目18人 2単位目18人）
休業日	土・日曜日、年末年始（12月29～1月4日）

3. 職員の配置状況（令和6年4月1日現在）

(1) 事業所では、利用者に対して指定地域密着型通所介護（指定介護予防型デイサービス）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務
管 理 者		1		
生活相談員	1			
看護職員		1	1	
介護職員			2	
機能訓練指導員	1	1		

※ 職員の配置については、指定基準を満たしています。

(2) 職員の勤務体制と担当業務

職 種	業 務
管理者	管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
生活相談員	生活相談員は、サービスの利用申込に係る調整、利用者の生活相談、面接、身上調査並びにサービス提供の企画、実施に関すること及び従事者に対する助言指導、指定地域密着型通所介護（指定介護予防型デイサービス）等計画の作成、説明等を行います。
看護職員	看護職員は、利用者の健康チェックを実施し、利用者の健康面を管理・支援する。
介護職員	介護職員は、利用者への介護、その他の指定地域密着型通所介護（指定介護予防型デイサービス）等サービスの提供に従事します。
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の維持、改善及びその減退を防止するための業務に従事します。

4. 事業所が提供するサービス

(1) 介護保険対象サービス

①基本サービス【指定地域密着型通所介護（指定介護予防型デイサービス）】

地域密着型通所介護 (介護予防型デイサービス) 計画の作成	利用者の目標達成を目指すために指定地域密着型通所介護（指定介護予防型デイサービス）計画を作成します。
健康状態の確認	血圧測定・検温を実施します。
レクリエーション等	季節に応じた行事やゲーム等の活動、体操を実施します。
送 迎	ご自宅と事業所との間の送迎を行います。
生活相談・助言	利用者及びその家族から生活相談を受け、助言します。
機能訓練	体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練、及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行います。

5. 介護保険被保険者証等の提示のお願い

サービスをご利用になる前に、必ず介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証をご提示ください。また、記載内容に変更があった場合にも必ずご提示ください。

6. 利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービスと利用料金

別添をご参照下さい。

その他、実費が生じた場合は、本人の同意を得て、実費を徴収します。

(2) 1か月当りのお支払い額の目安

□要介護の方

□要支援等の方

要介護○	円	要支援○	円		
個別機能訓練加算 (Ⅰ) □	80 円	週 1 回利用	1 割	2 割	3 割
	159 円 239 円		1,670 円	3,340 円	5,010 円
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	21 円 42 円 63 円	週 2 回利用	3,366 円	6,732 円	10,098 円
ADL 維持等加算 I (要介護の方のみ)	32 円 63 円 94 円				
科学的介護 推進体制加算	42 円 84 円 126 円	週 1 回利用 週 2 回利用	42 円	84 円	126 円
送迎減算 (1 回につき)	- 50 円 - 99 円 -148 円	週 1 回利用 週 2 回利用	- 50 円	- 99 円	- 148 円
介護職員等処遇 改善加算 II	所定単位数 × 9.0 %				

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします

7. 利用料金のお支払方法について

(1) 請求方法 サービスの利用料金は1ヵ月ごとに計算し、ご請求申し上げます。

(2) 支払方法 口座振替（毎月26日に自動引き落とし）又は現金

※ 引き落とし日が土日祝日の場合は、翌営業日となります。

8. 利用の中止、変更、追加について

(1) 利用者は、利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用の中止をする場合には、利用者はサービス利用日の前日迄に事業所に申し出ることとします。

(2) 利用日の変更及び追加は、担当のケアマネージャーと協議の上、調整させていただきます。

9. 事故発生時の対応について

利用者のサービス提供中に事故が発生した場合は、以下の対応を行います。

- ①利用者に対する最善の処置
- ②管理者、居宅介護支援事業者、京都市へ報告及び連絡
- ③利用者及び家族への連絡
- ④事故の記録及び原因究明並びに再発防止策の検討

10. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者、家族、介護支援専門員に報告します。

11. 非常災害時の対応について

- (1) サービス提供中に非常災害が発生した場合は、当事業所の非常災害対策マニュアルに従い、迅速且つ安全な避難誘導を行います。
- (2) 天災その他の災害が発生した場合は、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとします。

12. 苦情の受付について

- (1) 事業所における苦情の受付

事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

所在地 京都市山科区御陵別所町 133 番地 2 1 階 101

電話番号 075-600-8660

FAX番号 075-600-8661

苦情受付窓口 (担当者) 堀田 悦子

受付時間 8:40～17:00 (月曜日～金曜日 (祝祭日含む))

- (2) その他

事業所以外にも以下の関係機関にも苦情・相談窓口があります。

(各窓口の連絡先一覧)

窓 口	電 話 番 号
京都府国民健康保険団体連合会	(075) 354-9011
山科区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課高齢介護担当	(075) 592-3290
東山区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課高齢介護担当	(075) 561-9191

13. 個人情報保護について

事業者及び事業者の使用するものは、サービスを提供する上で知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。当該守秘義務は本契約終了後も同様です。

(主治医及び緊急連絡先)

主治医	所属医療機関名称	
	所在地	
	電話番号	
	主治医氏名	
ご家族	緊急連絡先ご家族氏名	
	住所	
	電話番号	

14. 人権の擁護・虐待防止に関する事項

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため責任者を設置するほか、次の措置を講じます。
- ①人権の擁護・虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他人権の擁護・虐待防止のために必要な措置
- (2) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものします。

15. 暴力団排除に関する遵守事項

事業を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従事者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）ではありません。また、その運営について、暴力団員の支配を受けておりません。

16. 地域との連携について

地域密着型通所介護の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

17. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	あり なし
	なし		

18. その他運営に関する留意事項

- (1) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画」に基づき、利用者及びその家族の意向を踏まえて、「地域密着型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「地域密着型通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (2) サービス提供は「地域密着型通所介護計画」に基づいて行ないます。なお、「地域密着型通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することがあります。
- (3) 事業所の管理者その他の従事者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (4) 利用者は地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意します。

指定地域密着型通所介護及び指定介護予防型デイサービスの提供の開始に際し、本書面に
基づき重要事項の説明を行い、交付しました。

年 月 日

(事業者)

所在地 〒 5 2 0 - 0 8 6 1
滋賀県大津市石山寺二丁目 25 番 28 号
名 称 株式会社吉正
代表取締役 岩本 正己 印

所在地 〒 6 0 7 - 8 4 1 7
京都市山科区御陵別所町 133 番地 2 1 階 101
名 称 リハビリデイサービス満月

説明者 氏 名 _____ 印

私は、事業者から本書面により、重要事項の説明を受け、指定地域密着型通所介護及び
指定介護予防型デイサービスの提供開始に同意し、本書面を受領しました。

(利用者)

住 所

氏 名 _____ 印

(代理人)

住 所

氏 名 _____ 印
利用者との続柄